



# 加入契約約款 (放送サービス)

2021年4月改訂

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、この加入契約約款（放送サービス）（以下「約款」といいます。）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

### (用語の定義)

第2条 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 有線テレビジョン放送施設	当社が保有する有線テレビジョン放送を行うための機械、器具、電線その他の電気的設備
2 幹線	施設の線路であって、放送センターからHFC施設においてはタップオフ、光施設においてはクロージャまでの間のもの
3 HFC施設	有線テレビジョン放送施設のうち、光ハイブリッド方式にて幹線を敷設し、放送サービスを提供する施設
4 光施設	有線テレビジョン放送施設のうち、光ファイバー方式にて幹線を敷設し、放送サービスを提供する施設
5 引込設備	加入者が放送サービスを受信するため、有線テレビジョン放送施設に接続された設備 HFC施設においては、タップオフから保安器までの設備 光施設においては、クロージャから光キャビネットを経由してV-ONUまでの設備
6 宅内設備	加入者が放送サービスを受信するための設備 HFC施設においては、保安器から加入者の受信機（テレビ、ステレオ等）までに設置された宅内線及び機器 光施設にあってはV-ONUの出力端子から加入者の受信機（テレビ、ステレオ等）までに設置された宅内線及び機器
7 デジタルホームターミナル	セットトップボックス（STB）の別称
8 ケーブルプラスSTB	KDDI株式会社が販売するSTBの総称で、当社が取り扱うもの
9 放送サービス	当社が有線テレビジョン放送施設エリアにおいて、当社が行う有線テレビジョン放送サービス
10 加入契約	加入者が放送サービスの提供を受けるために、当社と加入者との間に締結される契約
11 加入者	当社と放送サービスの加入契約を締結している者
12 初期契約解除制度	放送法第150条に基づく契約解除の制度
13 加入契約申込書	当社所定の加入契約申込書（電子データ含む）
14 変更申込書	当社所定の変更申込書（電子データ含む）

### (放送サービスの種類)

第3条 当社は、放送サービス提供区域の加入者に、次の放送サービスを提供します。

なお、当社はやむを得ぬ理由により放送サービスの内容を変更することがあります。

#### (1) 基本サービス

地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタルテレビジョン放送並びにそれらのデータ放送、エフエムラジオ放送の各同時再放送サービス、自主放送サービスを別表1、別表2に定める放送サービス料金表（以下、「料金表」といいます。）に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。なお、本サービスを受けるには当社が貸与するデジタルホームターミナルの設置が必要となります。

また、付帯サービスとして録画機能付デジタルホームターミナル、ケーブルプラスSTB（以下、「C+STB」といいます。）へ変更することが可能です。

#### (2) 施設利用サービス

地上デジタルテレビジョン放送、データ放送、エフエムラジオ放送の各同時再放送サービス並びに自主放送サービスを料金表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。なお光施設では、BSデジタルテレビジョン放送もご覧いただくことができます。また、付帯サービスとしてC+STBを設置することが可能です。

#### (3) 特殊サービス

地上デジタルテレビジョン放送、データ放送、エフエムラジオ放送の各同時再放送サービス並びに自主放送サービスのうち、対応集合住宅等の当社が別に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

#### (4) オプションサービス

#### ① ベイ放送サービス

基本サービスを利用されている加入者が、料金表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

#### ② BSプラスサービス

HFC施設にて、基本サービス、施設利用サービス、特殊サービス（対応集合住宅等）のいずれかの加入者が利用申込をすることが出来るサービス。料金表に定める利用料金の支払いにより地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタルテレビジョン放送並びにそれらのデータ放送の視聴が可能となります。なお、本サービスを受けるには当社が貸与するデジタルホームターミナルの設置が必要となります。

#### ③ 緊急地震速報サービス

別途定める「松阪ケーブルテレビ・ステーション緊急地震速報サービス利用規約」により利用可能となるサービス。ただし、基本サービス、施設利用サービス、特殊サービス（対応集合住宅等）のいずれかの加入者に限り利用申込をすることが出来ます。

#### ④ 4Kプラスサービス

光施設にて、基本サービスを利用する加入者が利用申込をすることの出来るサービス。料金表に定める利用料金の支払いにより、多チャンネルサービス、地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタルテレビジョン放送、BSデジタルテレビジョン放送4K、並びにそれらのデータ放送の視聴が可能となります。なお、本サービスを受けるには当社が貸与するデジタルホームターミナルの設置が必要となります。

## 第2章 契約

### (契約の単位)

第4条 加入契約は、加入者宅への引込線1回線ごとに行います。

なお、引込線1回線から複数帯帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下、「集合住宅引込」といいます。）には、建物所有者と加入契約（以下、「集合住宅契約」といいます。）を締結します。

### (契約の成立)

第5条 加入契約は、放送サービスに加入をしようとする者（以下、「加入申込者」といいます。）が、当社所定の加入契約申込書を提出し当社が承諾したときに成立するものとします。なお、加入契約の申込に際し、放送サービスの提供をHFC施設又は光施設のいずれによるかの判断は当社が行うものとします。

2 当社は、加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が、放送サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあると認められる場合
  - (2) 加入申込者が、未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合
  - (3) 加入申込者が、約款に違反するおそれがあると認められる場合
  - (4) 引込設備及び宅内設備の設置、又は保守をすることが技術上著しく困難な場合
  - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
- 3 引込設備の工事は、当社又は当社が指定した業者が行います。

### (初期契約解除制度)

第6条 放送サービスは、初期契約解除制度の対象です。

- 2 加入者は、加入契約申込書の控えを受領した日から起算して8日を経過するまでの間、「初期契約解除制度での契約解除」をすることができるものとします。
- 3 前項の場合、加入者は、加入契約料もしくは違約金その他金銭等を請求されることはないものとします。ただし、加入契約の解除までの利用料金、及び、既に工事が実施された場合の宅内工事費相当額は、負担するものとします。
- 4 当社による初期契約解除制度の説明に誤りがあり、又は、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無いことにより、加入者が8日間を経過するまでに加入契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から8日間は加入契約を解除することができるものとします。

### (最低利用期間)

第7条 加入契約の最低利用期間は、サービス提供を開始した日の属する月の翌月1日から起算して3ヶ月間とします。なお、セット割引やキャンペーン等により最低利用期間を別途定めることがあります。

- 2 加入者は、最低利用期間内に加入契約の解除（以下、「解約」といいます。）を行う場合は、最低利用期間に満たない月数にそのコースの基本利用料金を乗じた金額を解約料として支払うものとします。ただし、セット割引やキャンペーン等により最低利用期間が別途定められている場合は、取り扱いが異なります。







